

**江東区青少年交流プラザ  
指定管理者(候補者)の推薦について**

**令和3年8月**

**江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会  
青少年交流プラザ専門部会**



## 目 次

I	施設の概要	.....	P 1
II	指定管理者（候補者）	.....	P 1
III	選定方法	.....	P 2
IV	選定結果	.....	P 4

### 《 参考資料 》

選定基準	.....	P 1 3	
第一次審査	評価基準	.....	P 1 4
	審査結果	.....	P 1 5
第二次審査	評価基準	.....	P 1 7
	審査結果	.....	P 1 8
総合結果	.....	P 1 9	

## I 施設の概要

### 1 施設概要

江東区青少年交流プラザ

所在地 江東区亀戸七丁目4番16号

設置の目的 青少年の健全育成を図るため。

設置条例 江東区青少年交流プラザ条例（平成28年10月江東区条例第42号）


設置時期 平成3年5月12日（平成28年度改修工事実施）

### 2 指定期間

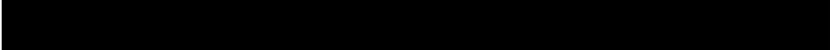
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

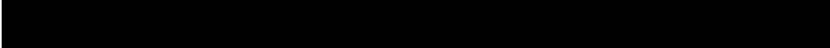
## II 指定管理者(候補者)

### 1 指定管理者(候補者)の概要

(1) 名称  (以下、A法人と表記)

所在地 

代表者 

従業員数 

資本金 

(2) 名称 特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会（以下、B法人と表記）

所在地 茨城県つくば市大角豆1744

代表者 理事長 沼尻 満男

従業員数 297名

資本金 10万円

本区での実績 なし

## Ⅲ 選定方法

### 1 公募選定の方法

#### (1) 第1次審査

応募申込み時に提出された書類について、事業計画書、収支計画書を基に審査を行い、総合的な審査を行った。その結果、配点の6割以上の得点を獲得した2法人を選定した。

#### (2) 第2次審査

第1次審査を通過した2法人に対して、プレゼンテーションを行い、第1次審査との総合評価により選定評価委員会に推薦する指定管理者候補者を選定した。

### 2 選定の経過

日付	会議名	内容
令和3年4月19日	第1回指定管理者選定評価委員会青少年交流プラザ専門部会	募集要項(案)の決定 選定基準(案)の決定 評価基準(案)の決定
令和3年5月12日	第1回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会	募集要項、選定基準、評価基準の決定
令和3年6月1日		募集要項の配布開始
令和3年6月8日		現地説明会
令和3年6月30日		募集締切
令和3年7月12日	第2回指定管理者選定評価委員会青少年交流プラザ専門部会	第1次審査通過法人決定
令和3年7月26日		第1次審査通過法人プレゼンテーション
令和3年7月26日	第3回指定管理者選定評価委員会青少年交流プラザ専門部会	選定評価委員会に推薦する候補者選定

### 3 部会員名簿

青少年交流プラザ指定管理者選定評価委員会専門部会

	職名	氏名
部会長	地域振興部長	堀田 誠
副部会長	地域振興部 青少年課長	菅原 広盛
部会員	地域振興課長	加川 彰
〃	文化観光課長	古川 謙也
〃	スポーツ振興課長	岩崎 裕之
〃	こども未来部 保育課長	渡邊 貴志
外部有識者		



### 3 第2次審査の結果(ヒアリング、プレゼンテーション)

評価項目		合計点	A法人	B法人
I. プレゼンテーション	1 施設運営に対する姿勢・考え方	12	10	11
	2 事業計画の実現性	8	7	7
合計		20	17	18

### 4 総合結果

評価項目		合計点	A法人	B法人
第1次審査		160	121	142
第2次審査		20	17	18
合計		180	138	160
評価段階			B	A



## 5 専門部会としての意見

	応募事業者	専門部会としての意見
A法人		江東区における児童厚生施設等の運営実績があり、経験は豊富である。法人本部や運営施設における安定した管理体制は評価が高い。事業展開に関する新たな提案は乏しいものの、 これまでの経験を生かし、安定した事業運営が望める。
B法人	特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会	他自治体においてスポーツ施設や生涯学習施設、青少年施設の運営実績があり、経験は豊富である。法人内には施設維持管理の専門職員や指導者資格を有する職員がおり、運営コストの削減等が期待できる。また、区の方針に沿った新たな事業提案も多く、積極的な事業展開が期待できる。

## 6 財務状況審査

	応募事業者	専門部会としての評価
A法人		
B法人	特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会	

詳細は別紙「財務状況診断」のとおり(P10～P11)

## 7 外部有識者への意見聴取

氏名

略歴

意見等 次ページ参照

江東区公の施設の指定管理者選定評価委員会  
青少年交流プラザ専門部会 部会長様

令和3年7月27日

江東区青少年交流プラザ指定管理候補者の推薦について

標記の件について、次の通り意見を付します。

<審査手順について>

- 1 新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発出を踏まえ、第2次審査の一環として予定されていた実地調査を中止したことは、適正な対応と判断するものである。
- 2 上記1を除き、審査手順としては、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、および同施行規則を踏まえ青少年交流プラザ専門部会により設定された募集要項、選定基準、評価基準等に基づき、適正に進められたと判断するものである。
- 3 第3回青少年交流プラザ専門部会での協議の一つの課題は、申請者の財務状況診断に関わるものであった。[REDACTED] 通常、NPO法人は財務体力的には弱いと認識される場合があるが、専門部会での議論は、診断結果を真摯に踏まえたものであり、予断・偏見を挟まない適正なものであった。

<今後の施設運営について>

これからの江東区を担う青少年にとって、青少年交流プラザの持つ意義には非常に大きいものがある。[REDACTED]

[REDACTED] 申請書に記載された内容の誠実な実行とともに、5年間という期間に起こるであろう変化にも敏感に対応していくよう、所管課との連携・協力、情報交換・意見交換を期待するものである。

<その他>


1 申請事業の増加に向けて

指定管理者制度は適正な競争原理を基盤とするものである。今回の申請は競争が成立する最小限の2件であった。適正な競争の実現には、より多くの申請が必要であり、そのためには、適正な予算配当とともに、余裕を持ったスケジュール設定が求められる。とくに募集要項の早期配布は、周知期間の拡大とともに、充実した申請書作成にもつながる可能性があるため、検討を期待するものである。なお、このたびの選定スケジュールを問題としているわけではないことを付記する。

## 2 候補者選定への区民参画の推進

現在、候補者選定の第一次・第二次審査は、関係の所管課長を中心する青少年交流プラザ専門部会部会員が担っている。江東区青少年交流プラザは青少年や青少年団体、また、青少年を支援する大人や団体が利用する施設である。利用主体である区民等が選定過程に参画する仕組みの検討も、今後必要となるのではないかと考える。なお、選定対象施設に関わる専門的見識を有する外部有識者の登用についても、検討しても良い時期ではないだろうか。

## 3 財務状況診断実施企業について

同社が業務として支援する企業等からの申請があった場合は、選定の公平性が担保されないのではという指摘も考えられる。若干、気になったので記載させていただいた。

氏名 